

富士山世界文化遺産 暫定リスト提案書

平成18年11月

静岡県・山梨県

富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・小山町

三島市・清水町・静岡市

富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村

鳴沢村・富士河口湖町

目 次

| | |
|--|----|
| (1) 提案のコンセプト | |
| 資産名称・概要 | 1 |
| 写真 | 2 |
| 図面 | 3 |
| (2) 資産に含まれる文化財 | |
| 整理表 | 5 |
| 構成要素ごとの位置図と写真 | 11 |
| (3) 保存管理計画 | |
| 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況 | 26 |
| 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況 | 27 |
| 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置 に関する検討状況 | 28 |
| (4) 世界遺産の登録基準への該当性 | |
| 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準 | 29 |
| 真実性の証明 | 29 |
| 類似遺産との比較 | 29 |

(1) 提案のコンセプト

資産名称・概要

資産名称 富士山 (Mount Fuji)

概要

富士山は、日本列島の中央部に位置していることから、古くから周辺を多くの人々が頻繁に行き来していた。標高 3776mの日本一の高さを誇る独立峰で秀麗な山容を持つ円錐型の玄武岩質成層火山であり、大量の溶岩流出等により形成された広い裾野に展開する数多くの溶岩洞穴群・溶岩樹型群や湧水群のほか、広大な原始林などの豊かな自然が存在する。古来、人々は、富士山の圧倒的な存在感から神聖さと崇高で畏敬の念を起こさせる壮大な美を感じ、多様な信仰の場として崇拜してきた。また、広大な裾野から立ち上がる雄大なその姿は、創造的な優れた芸術作品を生む母体として多くの人々に愛され続けている。さらに、広大な裾野では、人為的な管理が行われた草原等の自然を活かした土地利用がみられ、自然と人間の共生を継承してきている。

富士山は、長く遥拝の対象として神聖視され、平安時代初期（9世紀）には、山麓に富士山の噴火を鎮めるための「浅間神社」が建てられた。その後、平安時代後期（11世紀）には修験道の道場となり、室町時代には村山口（大宮口）吉田口などの登山道も開かれ、富士山は登拝する山として一般庶民に広く知られるようになった。それに伴い、各登山道には登拝者を宿泊させ、登拝前の神事を行い、登拝に必要な準備の世話をする「御師」や「坊」が整えられた。近世になると南麓の村山口（大宮口）や須山口には修験道の先達にとまなわれた登拝者が多くやってきた。一方、室町時代末期に現れた長谷川角行を開祖とする「富士講」が、江戸時代中期、江戸を中心に大いに盛んになり、北麓の吉田口などでは以前にも増して多くの人々が登拝するようになった。

富士山は麓から山頂に向かい、俗界を表す「草山」、俗界から神の世界への過渡部分である森林限界までの「木山」、火山礫で覆われた山頂までの神仏の世界であると共に、死の世界を意味する「焼山」に区別されている。富士登拝とは、俗界から死の世界を往復することによって、この世の罪と穢れを消すことを意味した。このような独特の信仰登山の様式は、今日においても形態を変えながらお命脈を保っており、毎年7月8月の夏季を中心として多くの登山者が訪れている。また、現在でも登山道周辺には信仰に係わる祠、石碑、各種の祭礼などがみられる。

一方で富士山は、雄大な独立峰としての山体の美しさ、噴火や山頂に見られる積雪等の俗世間から超絶した風景に加え、三保松原などに代表される展望地が多々あることにより、古くから多くの芸術作品を生む母体ともなってきた。日本最古の歌集である「万葉集」をはじめ、古くから和歌や芭蕉、蕪村の俳句など多く詩歌の題材となってきたほか、平安時代後期（11世紀）に制作された「聖徳太子絵伝」などの富士山を描いた数多くの絵画作品がある。特に江戸時代に葛飾北斎や歌川広重などによる多くの浮世絵には、様々な視点から望む富士山の姿が活写されている。これらの芸術作品は、海外にも広く知られ、影響を与えてきた。また、近代以降も小説、詩歌、絵画、写真などのモチーフとなり、文化創造の源となっている。

このように富士山は、自然崇拜に端を発し、仏教や修験道の影響の下に日本人の精神活動において欠くことのできない場であるとともに、芸術を育む母体としても重要な役割を果たし、自然と人間との独特の関係を築き上げてきた。さらに、富士山は人々の精神的拠り所となり、外国にも日本の象徴と認識されるようなかけがえのない唯一の存在として、今日も生き続けている希有な文化的景観である。

(1) 提案のコンセプト

写真



富士山（静岡県より）

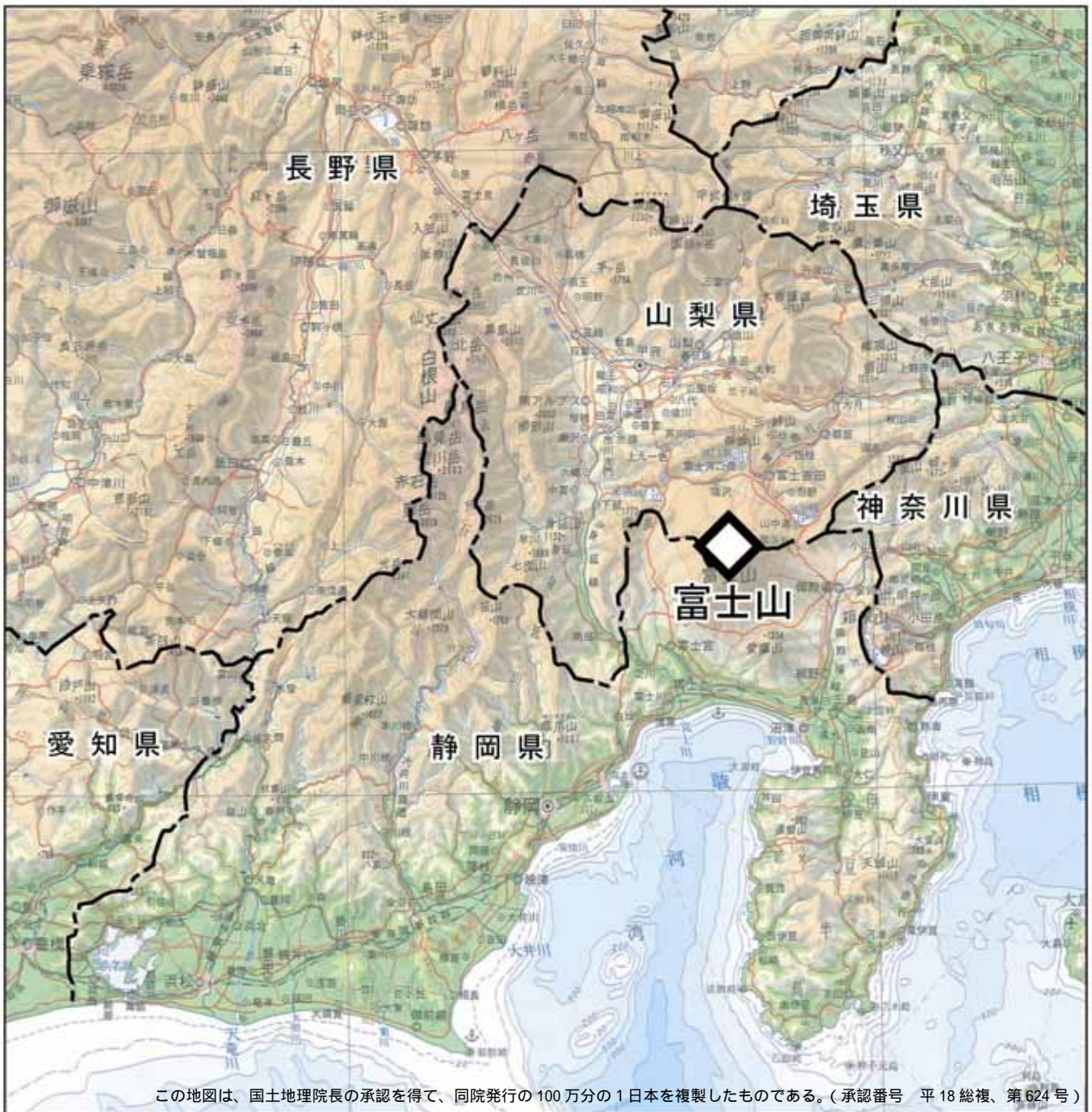


富士山（山梨県より）

(1) 提案のコンセプト

図面

都道府県における資産の位置図



SCALE 1:1,000,000

0 10 20 30 50km



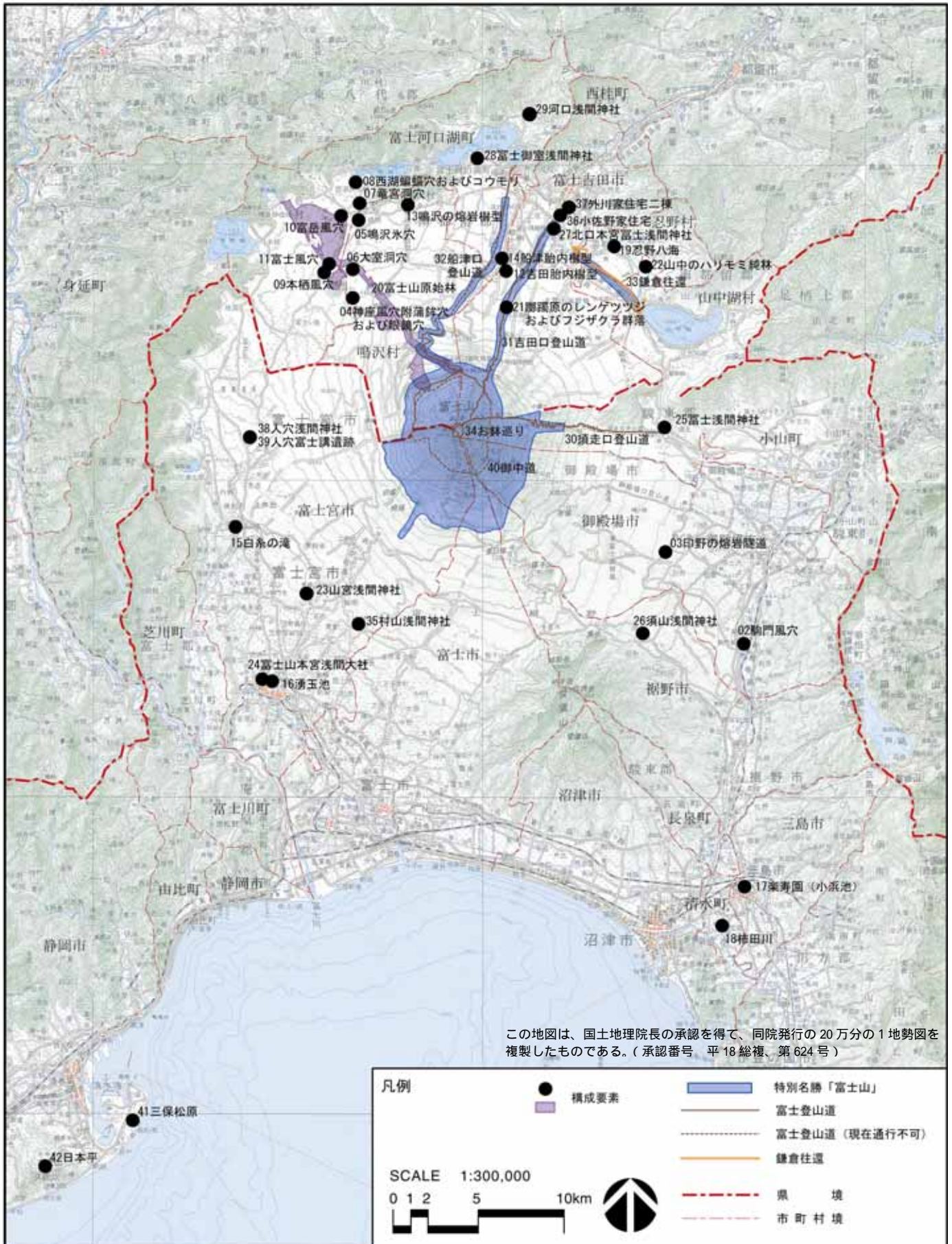
資産



県境

(1) 提案のコンセプト

資産の全体を包括する図面（構成要素の分布図）



(2) 資産に含まれる文化財

整理表

<注> ここには、富士山の価値を示す代表的な例（文化財）を掲載しています。
 今後、世界遺産の登録資産として幅広く検討していくもので、登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種類 | 面積 | 概要 |
|----|---|-------|--------------------|---------------------|--|
| 1 | ふじさん 富士山 | 国 | 一部 特別名勝指定 地内 | 約 6,568ha (指定範囲) | 玄武岩でできた成層火山で、小御岳火山の麓に約 10 万年前に誕生し、古富士火山、新富士火山の 2 世代にわたる噴火活動によって現在のような円錐型を形づくってきた。宝永 4 年 (1707) に大噴火をして宝永火口をつくり、東側に火山灰による広大な火山荒原を形成した。これ以降噴火活動は休止している。 |
| 2 | こまかどふうけつ 駒門風穴 | 国 | 天然記念物 | 約 0.4ha | 駒門風穴は、溶岩流の表面が冷え固まった後に内部の熱い溶岩が流れ出した風穴であり、開口部は 1ヶ所である。本穴は全長 291m、枝穴は本穴分岐点から 110m あり、肋骨状溶岩や溶岩鍾乳石が見られる。 |
| 3 | いんの 印野の溶岩隧道 | 国 | 天然記念物 | - | 「印野の御胎内 (おたいない)」の名で親しまれている溶岩隧道である。開口部が 2ヶ所あり「トンネル」になっている。全長は 155m あり、トンネルの形状を人間の体内に見立て「御胎内」と呼ばれている。内部は高さ 0.5m から 2m と狭いが、肋骨状溶岩や溶岩鍾乳石、富士講信者が奉納した石造物が見られる。周辺(清宏園内)には未指定であるが溶岩洞窟や溶岩樹形が見られ、かつては修験道の行場であった。 |
| 4 | じんざふうけつ 神座風穴 つけたりかまぼこあな 附 蒲鉾穴および めがねあな 眼鏡穴 | 国 | 天然記念物 | 約 0.7ha | 三つの洞穴は大室山の東麓にある背負子・神座山の両側火山の間を流れた青木ヶ原溶岩流の分布地で蒲鉾穴は神座に沿って分布し、眼鏡穴は神座の末端近くに位置する。神座の総延長は 350m。水や氷がなく気温は洞内外とも大差なく換気が良いことがこの風穴の特徴である。蒲鉾・眼鏡ともに、その形状から名付けられた。 |
| 5 | なるきわひょうけつ 鳴沢氷穴 | 国 | 天然記念物 | 約 0.2ha | 総延長は 52m と比較的短い。洞内には伏流水が凍結している。年間 32 万人ほどの入洞者があり観光のスポットとなっている。 |
| 6 | あおむらどうけつ 大室洞穴 | 国 | 天然記念物 | 約 0.7ha | 総延長 170m。洞穴の最奥部が蝸牛の角のように左右に分かれている。 |
| 7 | りゅうくどうけつ 竜宮洞穴 | 国 | 天然記念物 | 約 0.6ha | 総延長は約 96m。洞内は気温が非常に低く、また崩壊が著しく、墜落岩塊が一面に散在しており、天井、洞底等はほとんど原形を留めていない。古くは富士講の霊場として栄えた。 |
| 8 | さいここうもりあな 西湖蝙蝠穴および コウモリ | 国 | 天然記念物 | 約 2.3ha | 総延長は 386m。洞壁は入口付近を除き比較的良好に溶岩鍾乳石面が発達し、大広間の天井は蒲鉾形をなしている。また、洞底はほぼ平坦でところにより縄状溶岩床が発達し、良く原形を残している。内部が比較的温暖であるため、過去多数のコウモリ群の冬眠の場となっていた。ウサギコウモリとコキクガシラコウモリは学術上貴重なものとして、洞穴と併せて天然記念物に指定されている。 |
| 9 | もとすふうけつ 本栖風穴 | 国 | 天然記念物 | 約 1.7ha | 本洞の長さは 494m。中央部に 2ヶ所のガス噴気孔があるのが特徴で、噴気孔の周辺には噴出した溶岩が、溶岩小丘地形を形成している。洞壁の形状は生成当時の原形をほとんど留めていない。 |

(2) 資産に含まれる文化財

この表に記載されている文化財は、今後、登録資産として検討していくものを載せています。登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種類 | 面積 | 概要 |
|----|--------------|-------|-----------|---------------------------|---|
| 10 | 富士風穴 | 国 | 天然記念物 | 約 1.3ha | 総延長は 258.7m で富士北麓の溶岩洞穴の中で中規模である。特に延長 80m 以上という大支洞を持つことも一つの特徴である。本洞の幅は 4～10m、高さは 2～3m であるが、所によっては 0.9m あるいは 6m という所もある。本洞の底面はほぼ平坦である。支洞は凹凸に富んでいる。洞壁の形状、北側一部を除き溶岩棚タイプの洞穴といえる。本洞の最奥部には、縄状溶岩がある。 |
| 11 | 富士風穴 | 国 | 天然記念物 | 約 1.1ha | 総延長は 582m、洞底の幅も 5～10m と広く、天井も平均 5m 前後で、大変規模が大きな溶岩洞穴である。洞壁の形状は、一部崩落により原形が崩れているところもあり、そこでは溶岩層と岩滓状溶岩層が現れている。洞内は気温が低いので、盛夏でも氷柱を見ることができる。 |
| 12 | 吉田胎内樹型 | 国 | 天然記念物 | 約 5.8ha | 吉田口登山道中ノ茶屋の北西約 1300m に位置する。本穴は、1本の横臥樹型と3本の井型樹型、小円筒型横臥樹型からなる。入口の横臥樹型には、樹木の木肌が明瞭に保存され、天井には溶岩鍾乳石、洞側は肋骨状の溶岩、底面には溶岩石筍がみられる。富士講の巡拝地になっていた。 |
| 13 | 鳴沢の溶岩樹型 | 国 | 特別天然記念物 | 約 1.2ha | 鳴沢の溶岩樹型一帯は、青木ヶ原溶岩流が徐々に温度を下げ薄くなる末端部に当たり、溶岩流の厚さがちょうど樹型を作るに適した状態になった世界的に極めて珍しいものである。 |
| 14 | 船津胎内樹型 | 国 | 天然記念物 | 約 8.2ha | 全長約 18m の横臥（横向）樹型。最も広い所は、天井に溶岩鍾乳石があり、洞側には溶岩が肋骨状に垂れ下がり、鉄分で赤色のため、内臓を取った胸腔に似ていることから、胎内の名称になった。この地区には大小 43 個の樹型があり、洞内に安産の守護神「木花咲耶姫命」を祀った横臥洞穴があり、御中道巡りをした後に参拝する者も多かった。 |
| 15 | 白糸の滝 | 国 | 名勝及び天然記念物 | 約 7.2ha | 富士山の伏流水が高さ約 20m・幅約 200m にわたって溶岩層間のすき間から噴き出すように湧き出している。富士講の祖長谷川角行が人穴から通って修行した所とされ、江戸富士講の人々が立ち寄ったところである。周辺には江戸富士講社が造立した記念碑や道しるべが建てられている。 |
| 16 | 湧玉池 | 国 | 特別天然記念物 | 約 6.3ha (富士山本宮浅間大社境内地) | 富士山の伏流水が溶岩のすき間に蓄えられ、富士山本宮浅間大社の境内に湧き出している。富士山の登山者（道者）はここで身を浄め山中に向かった。 |
| 17 | 楽寿園 (小浜池) | 国 | 名勝及び天然記念物 | 約 2.6ha (内小浜池約 0.5ha) | 三島市立公園「楽寿園」内の湧水池。楽寿園は、富士裾野の軍事演習で三島を訪れた小松宮彰仁親王がこの地を気に入られ、別邸楽寿館を築いた。京都生まれで風雅を愛された宮様は、自然を巧みに利用した日本庭園と数奇屋造りの邸宅など工夫を凝らし、楽寿園は東海の名園として知られるようになった。昭和 38 年頃より湧水量が減少し、最近では一年を通して小浜池全体が水面に覆われないことが多くなっている。 |
| 18 | 柿田川 | - | 未指定 | 約 3.3ha (柿田川公園) | 清水町のほぼ中心部を南北に流れる延長 1.2 km の狩野川の支川で日本最短の一級河川。この川は、富士山の東斜面で降った雨水や雪解け水が地面にしみこみ、地下水となって湧き出して出来たものであり、湧水を水源とする全国でも珍しい川。富士山全体の地下水の量は、1日当たり約 450 万トンともいわれ、その約 2割に相当する 1日約 100 万トンの水が柿田川に湧き出している。 |

(2) 資産に含まれる文化財

この表に記載されている文化財は、今後、登録資産として検討していくものを載せています。登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種類 | 面積 | 概要 |
|----|----------------------------------|-------|--------------------------------|------------------|---|
| 19 | おしのほっかい 忍野八海 | 国 | 天然記念物 | 約 0.2ha | 富士山に降った雨雪が20年以上かけて大地に染み込み、湧き出し、八つの小さな海をつくった。いにしえから清浄かつ霊力のある水として、櫻と富士山信仰の対象であった聖なる湧水。 |
| 20 | ふじさんげんしりん 富士山原始林 (含青木ヶ原樹海) | 国 | 天然記念物 | - | 富士山原始林は山梨県に下賜された元御料林の一部。規模は大室山、精進湖より小御嶽に至る林道の両側などをも含めた広大な地域の大原始林で景観上、学術上価値は大きい。 |
| 21 | つつじがはら 躑躅原のレンゲツツジおよびフジザクラ群落 | 国 | 天然記念物 | 約 157.6ha | 吉田口登山道の中ノ茶屋から大石茶屋にかけて、レンゲツツジとフジザクラの混生群落が広がっている。レンゲツツジは背が低く、多数の枝を出して株をつくり、大型の花をつける。富士吉田市の市花であるフジザクラは一名マメザクラとも呼び、低木性のサクラで、花は小さく、下向きに咲く。 |
| 22 | やまなか 山中のハリモミ純林 | 国 | 天然記念物 | 約 56.7ha | 海拔950mの鷹丸尾と呼ばれる富士山噴火による溶岩流の上に、単一の樹種で林分を形成することが極めて希なハリモミが、樹高20~26m、目通りの幹周り1~3m、樹齢約250年(当時)でほぼ一様に発育を遂げた密林状の純林を呈しており、世界的にも類のない貴重な純林として、国の天然記念物に指定された。江戸幕府直轄林の頃から中野村(現山中湖村)により保護管理がされるとともに、採草や薪炭材利用など入会林野的に利用されてきた。最盛期には3万本余りがあり順調な生育をしていたが、大型台風による倒木、環境の変化等による自然枯死により、疎林化が進んでいる。 |
| 23 | やまみやせんげんじんじや 山宮浅間神社 | 市 | 記念物(史跡) | 約 1.0ha (境内地) | 創建年代は不詳だが、富士山の噴火により国中が荒廃したおり、神霊を鎮めるため山麓に祀ったのが始まりと伝えられる。火を噴く富士山の不思議な力に畏怖した古代の人々が、富士山を拝んだ所が山宮浅間神社だと考えられ、直接富士山を拝む所だったので、本殿のあるべきはずの所に建物がなく、古代からの富士山祭祀の形を止めているとされる。里宮である富士山本宮浅間大社の山宮にあたる。 |
| 24 | ふじさんほんぐう 富士山本宮浅間大社 | - | 未指定 (重要文化財1件、社殿5棟が県指定有形文化財) | 約 6.3ha (境内地) | 大同元年(806)に平城天皇の勅を受けた坂上田村麻呂が山宮の地から現在地(富士山本宮浅間大社)に移したといわれている。源頼朝以来、足利尊氏や北條氏、武田氏といった武将の庇護も厚く、現在の社殿も徳川家康により造営されたものと伝えられる。富士山を背にしてほぼ南面し、楼門と拜殿・幣殿・本殿が軸線状に並ぶ。 |
| | ほんでん 本殿 | 国 | 重要文化財 | - | 社殿は徳川家康が慶長9年に造営に着手し、慶長11年に完成したといわれている。檜皮葺。桁行五間、梁間四間の下層の上に三間社流造の社殿が載る重層の本殿で、他に類を見ない特徴的な社殿形式を採ることから「浅間造」と呼ばれている。「浅間造」の名称で呼ばれる建物は他になく、唯一の遺構である。 |
| 25 | ふじせんげんじんじや 富士浅間神社 (須走浅間神社) | 町 | 有形文化財 | 約 1.5ha (境内地) | 延暦21年(802)の富士山噴火の鎮火の祈願を行うために須走の地に斎場を設け祭事を行ったとされる。大同2年(807)に鎮火祭の跡地、現在の社殿の地に鎮火のお礼のために社殿を造営したと伝える。宝永噴火(1707年)で社殿は崩壊し、現在の社殿は享保3年(1718)に再建されたもの。 |

(2) 資産に含まれる文化財

この表に記載されている文化財は、今後、登録資産として検討していくものを載せています。登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種類 | 面積 | 概要 |
|----|--|-------|---|--------------------------------|---|
| 26 | すやませんげんじんじや 須山浅間神社 | - | 未指定 | 約 0.4ha (境内地) | 社伝旧記によると景行天皇(110)の時代、皇子日本武尊が蝦夷征伐のとき、この地を訪れ浅間神社を創起し、更に欽明天皇13年(552)に蘇我稲目が再興したとある。その後天元4年(981)の平兼盛の修理をはじめ、何回かの修理改築を行っているが、文政6年(1823)には本社の再建を行っている。 |
| 27 | きたくちほんぐうふじせんげん 北口本宮富士浅間 じんじや 神社 | 国 | 特別名勝指定 地内 (重要文化財3 件、その他建造 物の多くは、市 指定有形文化 財) | - | 社伝によると創立は日本武尊が富士山を遥拝したという大塚丘に祠を営み、浅間明神を勧請したことからと伝わる。延暦7年(788)に現在地に遷座が行われた後は、多くの崇敬を受け、江戸時代には富士登山礼拝の富士講と密接な関係を持ちながら発展した。また、吉田口登山道の起点でもある。 |
| | ほんでん 本殿 | 国 | 重要文化財 | 約 86.4 m ² (軒面積) | 本殿は元和元年(1615)都留郡の領主鳥居土佐守成次によって建立された。桁行一間、梁間二間の入母屋造りの建物を身舎とし、その前面に唐破風造りの向拝一間をつけている。桃山時代の装飾的技法とともに、すぐれた意匠が表現されている。 |
| | ひがしのみやほんでん 東宮本殿 | 国 | 重要文化財 | 約 31.1 m ² (軒面積) | 本社本殿の東に北面し、富士権現とも呼ばれてきた。貞応2年(1223)北条義時が浅間本社として創建したと伝えられ、現在の社殿は永禄4年(1561)武田信玄が川中島の戦いの戦勝を祈願して、浅間本社として新たに造営したと伝わる。桁行一間、梁間一間の身舎の前面に一間の向拝をつけた一間社流造の形式である。 |
| | にしのみやほんでん 西宮本殿 | 国 | 重要文化財 | 約 63 m ² (軒面積) | 本社本殿の西に北面して建つ。現在の社殿は、文禄3年(1594)都留郡の領主浅野左衛門佐氏重が本社として建立したものである。桁行一間、梁間二間の身舎の前面に一間の向拝をつけた一間社流造りの形式となっている。唐草文の彫刻や飾金具など、その装飾意匠は、桃山時代の特色をよく表現している。 |
| 28 | ふじおむろせんげんじんじや 富士御室浅間神社 | 町 | 史跡 (2合日本宮境 内) (重要文化財1 件、町指定有形 文化財1件) | - | 吉田口登山道二合目に建立後、富士山の噴火により罹災、その都度再興されたと伝えられる。また、場所が冬季の参拝に難渋したため、天徳2年(958)に河口湖畔の現在地に里宮が建てられた。 |
| | ほんでん 本殿 | 国 | 重要文化財 | 約 31.4 m ² (床面積) | 現在の本殿は、吉田口登山道二合目に慶長17年(1612)鳥居土佐守成次によって建立されたことが棟札から明らかになっており、里宮である現在地へは昭和48年に移築された。大規模な入母屋造一間社で、向拝の正面に軒唐破風がつく。また、内陣は素木造で簡素な造りとなっている。彫刻や彩色など、桃山時代の特色がみられる。 |
| 29 | かわくちせんげんじんじや 河口浅間神社 | - | 未指定 (町指定有形 文化財1件) | 約 1.5ha (境内地) | 貞観7年(865)に富士山噴火を鎮めるために創建されたとされる。鳥居は、元禄10年(1697)に秋元喬朝が再建したもの。 |
| | ほんでん 本殿 | 町 | 有形文化財 (建造物) | - | 貞観7年(865)に勅命により建てられたといわれている。慶長11年(1606)焼失、翌年に領主鳥居土佐守成次が再建。一間社流造りで唐破風付の向拝を備えた折衷様の建物。 |
| 30 | すばしりくちとざんどう 須走口登山道 | 国 | 一部 特別名勝指定 地内 | - | 足柄峠越えの登山者や、下山道として利用された。宝永噴火の後、幕府により復旧された。大正5年(1916)に山頂まで改修され、馬上による登山が可能となった。 |

(2) 資産に含まれる文化財

この表に記載されている文化財は、今後、登録資産として検討していくものを載せています。登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種類 | 面積 | 概要 |
|----|--|-------|----------------|--------------------------------|--|
| 31 | よしだくちとざんどう 吉田口登山道 | 国 | 特別名勝指定地内 | - | 北口本宮富士浅間神社を起点とし、江戸中期以降富士講の隆盛とともに栄え、御師制度が発達した。古くから開けた登山道であったため、役行者をはじめ聖徳太子、日蓮、富士行者の角行や身祿等の行跡が多い。現在、古道としては唯一、徒歩で麓から頂上まで利用可能な登山道である。 |
| 32 | ふなつくちとざんどう 船津口登山道 | 国 | 特別名勝指定地内 | - | 御坂峠越えの登山者の多い頃に栄えた登山道。吉田口の繁栄におされて廃れた。 |
| 33 | かまくらあうかん 鎌倉往還 | 国 | 一部特別名勝指定地内 | - | 相模(神奈川県)から駿河(静岡県)、甲斐(山梨県)への連絡路のことで、中世から鎌倉往還と呼ばれた。生活必需品を運ぶ商人でにぎわった道であり、また、多くの富士登拝者が利用した道でもある。 |
| 34 | はちめく お鉢巡り | 国 | 特別名勝指定地内 | - | 山頂の峰々を蓮の花に見立て「八葉」と称しており、それが、後に噴火口のすり鉢状の形状より「お鉢」となり、お鉢巡りと称されるようになった。戦国時代から行われ、江戸時代以降盛んになった。 |
| 35 | むらやませんげんじんじや 村山浅間神社 | - | 未指定 | 約 2.2ha (境内地) | 江戸時代は興法寺と称し、富士山修験道の拠点として栄えてきた。境内には大日堂をはじめ、水垢離場や護摩壇等が残る。最近実施した境内地の発掘調査では、10世紀前半の竪穴住居跡や大棟梁権現社跡が発見されている。現在の社殿は、昭和に再建されたもの。 |
| | むらやまだいにちどう 村山大日堂 | - | 未指定 | - | 大日堂は、村山興法寺と称していた江戸時代まで、その中心的な建物であった。現在の建物は江戸時代末に再建或は修復されたものと推定され、村山浅間神社に残る唯一の江戸期の建造物である。堂内には文明10年の胎内銘のある大日如来(金剛界)や役行者倚像などが祀られている。 |
| | むらやま せんげん じんじや 村山 浅間 神社 けいだい 境内 みずごりば 水垢離場 | - | 未指定 | - | 富士山に入山する道者が、村山の法印大先達の指導により、「竜頭ヶ池」の聖水を引いた人工の滝に打たれて身を清め、不動明王の守護を願い、山中の安全を祈願した。水垢離場は、境内の段になった所を長方形に掘り下げ周囲を石垣にした窪地に、段の上から裏山の水を引いて落とすようにしてある。 |
| 36 | おさの けじゆうたく 小佐野家住宅 (主屋・蔵) つけたりかそうず 附家相図1枚 | 国 | 重要文化財 | 約 0.1ha (敷地) | 主屋は一部二階切妻造り、座敷部の前面に台所部を、背面に神殿部を接続した形式で、屋敷地を含めて御師の住宅としての形態を残している |
| 37 | とがわけ じゆうたく むね 外川家住宅二棟 (主屋一棟、離座敷 一棟) 附門一棟、 むね つけたりもん むね 棟札一枚 | 市 | 有形文化財 (建造物) | 約 0.2ha (敷地) | 明和5年(1768)に建築された主屋は保存状態が良好で、当初部材の大半が残されている。離座敷は明治初期の建築で、主屋にあった御神前や宿泊機能を一移して一体化させ、主屋から独立させたものである。 |
| 38 | ひとあなせんげんじんじや 人穴浅間神社 | - | 未指定 | 約 1.9ha (境内地) | 市指定史跡「人穴富士講遺跡」にある浅間神社。社殿は洞穴入口にあり、その周辺には富士講関係者の記念碑・供養碑などの碑塔が約230基、当時の面影を見せながら残されている。 |
| 39 | ひとあなふじこういせき 人穴富士講遺跡 | 市 | 史跡 | 約 1.9ha (人穴浅間 神社 境内地) | 人穴は江戸富士講の祖、長谷川(藤原)角行が修行した洞窟で、江戸富士講の人々の聖地(西の浄土)として信仰を集めた。 人穴浅間神社の境内には富士講の人々が建てた約230基の碑塔群がある。碑塔は講毎に群を成した所があり、講の勢力を誇っているようにも見受けられ、富士山に何回も登ったという登拝記念の碑塔や角行二百年忌の宝篋印塔などがある。 |

(2) 資産に含まれる文化財

この表に記載されている文化財は、今後、登録資産として検討していくものを載せています。登録資産として確定したものではありません。

| 番号 | 指定名称等 | 保護の主体 | 保護の種別 | 面積 | 概要 |
|----|----------------|-------|----------|--------|---|
| 40 | あちゅうどう 御中道 | 国 | 特別名勝指定地内 | - | 富士山の中腹を1周巡ること。役行者によって始められたと伝えられ、富士行者の修行として行われた。危険を伴うため、登山3回以上で御師が神への伺いをたてた上でないと許可されないほど厳しいものであった。 |
| 41 | みほまつばら 三保松原 | 国 | 名勝 | 約254ha | 「羽衣の松」から波打ち際に出て見ると、松原越しの富士山が美しく、名勝の指定要件となっている。県道からの富士山は清水港や興津からのそれよりも実に大きい。 |
| 42 | にほんだいら 日本平 | 国 | 名勝 | 約200ha | 幕末から日本平は、四周を見渡し、富士山を展望する場所であった。江戸時代末の安政年間(19世紀半ば)までに書かれたといわれる「するが土産」(日本平の呼称初出)がある。画面には「(前略)照久寺澤谷より有度山に登り、峰平日本平に至り、時雨霜山、府中遠江七十灘 海上東方清水湊 三保ヶ崎 伊豆の山々 富士山 二月十七日於日本平寫」とあって、日本平からの眺望のすばらしさに注目している。ただ、そのころ山頂部は、草薙神社領であった |

富士山山麓には、草地景観などその風土により形成された人間と自然の共生をあらわす独特の土地利用を示す景観(文化的景観)があり、今後調査・研究を進め、当該地の所在する市町村や地域住民等との合意形成に向けて努力し、重要文化的景観の選定も視野に入れ検討していきたい。


(2) 資産に含まれる文化財

構成要素ごとの位置図と写真

| | | | |
|---|-----------|--------------|--|
| 名称 | 1 富士山 | 保護の種類 | 一部 国指定特別名勝指定地内 |
| | 位置 | | 静岡県 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 山梨県 富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 |
| <p>SCALE 1:300,000 国土地理院発行 20万分の1地勢図(甲府・静岡)</p> | | | |

| | | | |
|---|-----------|--------------|----------|
| 名称 | 2 駒門風穴 | 保護の種類 | 国指定天然記念物 |
| | 位置 | | 静岡県 御殿場市 |
| <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(御殿場)</p> | | | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|--|--|-----------|
| 名称 | 3 <small>いんの ようがんすいどう</small> 印野の熔岩隧道 | 保護の種別 | 国指定記天然記念物 |
| 位置 | 静岡県 御殿場市 | 写真 | 印野の熔岩隧道 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(御殿場)</p> | |  | |

| | | | |
|--|--|---|---------------------|
| 名称 | 4 <small>じんざふうけつつけたりかまぼこあな めがわあな</small> 神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村 | 写真 | 神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴(蒲鉾穴) |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(富士山)</p> | |  | |

| | | | |
|---|------------------------------------|--|----------|
| 名称 | 5 <small>なるさわひょうけつ</small> 鳴沢氷穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村 | 写真 | 鳴沢氷穴 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(富士山)</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|-----------|--------------------------------|--------------|----------|
| 名称 | 6 <small>おおむらどうけつ</small> 大室洞穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村 | 写真 | 大室洞穴 |

SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(富士山)

| | | | |
|-----------|--------------------------------|--------------|----------|
| 名称 | 7 <small>りゅうくどうけつ</small> 竜宮洞穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 竜宮洞穴 |

SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(富士山)

| | | | |
|-----------|---|--------------|--------------|
| 名称 | 8 <small>さいここうもりあな</small> 西湖蝙蝠穴およびコウモリ | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 西湖蝙蝠穴およびコウモリ |

SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(富士山)

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|-------------------------------|--|----------|
| 名称 | 9 <small>もとすふうけつ</small> 本栖風穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 本栖風穴 |
|  | |  | |

| | | | |
|--|--------------------------------|---|----------|
| 名称 | 10 <small>ふがくふうけつ</small> 富岳風穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 富岳風穴 |
|  | |  | |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|----------|
| 名称 | 11 <small>ふじふうけつ</small> 富士風穴 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 富士風穴 |
|  | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|--------------------------------------|--|----------|
| 名称 | 12 <small>よしだたいないじゆけい</small> 吉田胎内樹型 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 吉田胎内樹型 |
|  | |  | |

| | | | |
|--|---|---|------------|
| 名称 | 13 <small>なるさわ ようがんじゆけい</small> 鳴沢の熔岩樹型 | 保護の種別 | 国指定特別天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村 | 写真 | 鳴沢の熔岩樹型 |
|  | |  | |

| | | | |
|---|--------------------------------------|--|----------|
| 名称 | 14 <small>ふなつたいないじゆけい</small> 船津胎内樹型 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 船津胎内樹型 |
|  | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|-----------|--------------------------------|--------------|--------------|
| 名称 | 15 白糸の滝 <small>しろいと たき</small> | 保護の種別 | 国指定名勝及び天然記念物 |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 白糸の滝 |



SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(富士宮)



| | | | |
|-----------|------------------------------|--------------|------------|
| 名称 | 16 湧玉池 <small>わくたまいけ</small> | 保護の種別 | 国指定特別天然記念物 |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 湧玉池 |



SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(富士宮)



| | | | |
|-----------|---|--------------|--------------|
| 名称 | 17 楽寿園(小浜池) <small>らくじゅえん こはまいけ</small> | 保護の種別 | 国指定名勝及び天然記念物 |
| 位置 | 静岡県 三島市 | 写真 | 楽寿園(小浜池) |



SCALE 1:50,000
国土地理院発行 5万分の1地形図(沼津)





(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|-------------------------|--|-----|
| 名称 | 18 ^{かきたがわ} 柿田川 | 保護の種別 | 未指定 |
| 位置 | 静岡県 清水町 | 写真 | 柿田川 |
|  | |  | |

| | | | |
|--|----------------------------|---|----------|
| 名称 | 19 ^{おしのはっかい} 忍野八海 | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 忍野村 | 写真 | 忍野八海（湧池） |
|  | |  | |

| | | | |
|---|--|--|----------|
| 名称 | 20 ^{ふじさんげんしりん} 富士山原始林（含 ^{あおきがはらしゆかい} 青木ヶ原樹海） | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村、富士河口湖町 | 写真 | 富士山原始林 |
|  | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|---|--|-----------------------|
| 名称 | 21 <small>つしがはら</small> 躑躅原のレンゲツツジ およびフジザクラ群落 <small>ぐんらく</small> | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 躑躅原のレンゲツツジ およびフジザクラ群落 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(山中湖)</p> | |  | |

| | | | |
|--|---|---|-----------|
| 名称 | 22 <small>やまなか</small> 山中のハリモミ純林 <small>じゅんりん</small> | 保護の種別 | 国指定天然記念物 |
| 位置 | 山梨県 山中湖村 | 写真 | 山中のハリモミ純林 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(山中湖)</p> | |  | |

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|------------|
| 名称 | 23 <small>やまみやせんげんじんじや</small> 山宮浅間神社 | 保護の種別 | 市指定記念物(史跡) |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 山宮浅間神社 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(富士宮)</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|---|--|--------------------------------|
| 名称 | 24 富士山本宮浅間大社 <small>ふじさんほんぐうせんげんたいしや</small> | 保護の種類 | 未指定（重要文化財 1 件、社殿 5 棟が県指定有形文化財） |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 富士山本宮浅間大社（本殿） |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図（富士宮）</p> | |  | |

| | | | |
|--|---|---|----------------|
| 名称 | 25 富士浅間神社（須走浅间神社） <small>ふじせんげんじんじや すほしりせんげんじんじや</small> | 保護の種類 | 町指定有形文化財 |
| 位置 | 静岡県 小山町 | 写真 | 富士浅間神社（須走浅间神社） |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図（山中湖）</p> | |  | |

| | | | |
|---|---|--|--------|
| 名称 | 26 須山浅间神社 <small>すやませんげんじんじや</small> | 保護の種類 | 未指定 |
| 位置 | 静岡県 裾野市 | 写真 | 須山浅间神社 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図（御殿場）</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|--|--|--|
| 名称 | 27 <small>きたくちほんくう ふじ せんげんじんじや</small> 北口本宮富士浅間神社 | 保護の種別 | 国指定特別名勝指定地内 (重要文化財 3 件、その他建造物の多くは、 市指定有形文化財) |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 北口本宮富士浅間神社(本殿) |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(山中湖)</p> | |  | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 名称 | 28 <small>ふじ おむろせんげんじんじや</small> 富士御室浅間神社 | 保護の種別 | 町指定史跡(2合目本宮境内) (重要文化財 1 件、町指定有形文化財 1 件) |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 富士御室浅間神社(本殿) |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(甲府)</p> | |  | |

| | | | |
|--|--|--|-------------------|
| 名称 | 29 <small>かわくちせんげんじんじや</small> 河口浅間神社 | 保護の種別 | 未指定(町指定有形文化財 1 件) |
| 位置 | 山梨県 富士河口湖町 | 写真 | 河口浅間神社 |
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(都留)</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|---|--|-----------------|
| 名称 | 30 須走口登山道 <small>すばしりぐちとざんどう</small> | 保護の種別 | 一部 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 静岡県 小山町 | 写真 | 須走口登山道（一目目馬返付近） |
|  <p>国土地理院発行 20万分の1地勢図（甲府・静岡）</p> | |  | |

| | | | |
|--|--|---|--------------|
| 名称 | 31 吉田口登山道 <small>よしだぐちとざんどう</small> | 保護の種別 | 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 吉田口登山道（馬返付近） |
|  <p>国土地理院発行 20万分の1地勢図（甲府・静岡）</p> | |  | |

| | | | |
|---|--|--|-------------|
| 名称 | 32 船津口登山道 <small>ふなつぐちとざんどう</small> | 保護の種別 | 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 山梨県 鳴沢村、富士河口湖町 | 写真 | 船津口登山道 |
|  <p>国土地理院発行 20万分の1地勢図（甲府・静岡）</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|----------------|
| 名称 | 33 <small>かまくらあつかん</small> 鎌倉往還 | 保護の種別 | 一部 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 静岡県 御殿場市、小山町 山梨県 富士吉田市、山中湖村、富士河口湖町 | 写真 | 鎌倉往還 |
|  <p>国土地理院発行 20万分の1地勢図(甲府・静岡)</p> | |  | |

| | | | |
|--|--------------------------------|---|-------------|
| 名称 | 34 <small>ほちめぐ</small> お鉢巡り | 保護の種別 | 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 富士山山頂 | 写真 | お鉢巡り(富士山山頂) |
|  <p>国土地理院発行 20万分の1地勢図(甲府・静岡)</p> | |  | |

| | | | |
|--|--|--|----------------------|
| 名称 | 35 <small>むらやませんげんじんじや</small> 村山浅間神社 | 保護の種別 | 未指定 |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 村山浅間神社(村山浅間神社と村山大日堂) |
|  <p>国土地理院発行 5万分の1地形図(富士宮)</p> | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|-----------|---|--------------|------------|
| 名称 | 36 <small>おさのけしゅうたく おもやくら つげたりかそうず</small> 小佐野家住宅(主屋・蔵) 附 家相図一枚 | 保護の種別 | 重要文化財 |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 小佐野家住宅(主屋) |




| | | | |
|-----------|---|--------------|-------------|
| 名称 | 37 <small>とがわけじゅうたく むね おもや むね はなれざしき</small> 外川家住宅二棟(主屋一棟、離座敷一棟) 附 門一棟、棟札一枚 | 保護の種別 | 市指定文化財(建造物) |
| 位置 | 山梨県 富士吉田市 | 写真 | 外川家住宅(主屋、門) |




| | | | |
|-----------|--------------------------------------|--------------|--------|
| 名称 | 38 <small>ひとあせんげんじんじや</small> 人穴浅間神社 | 保護の種別 | 未指定 |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 人穴浅間神社 |




(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|---|--|--|------------|
| 名称 | 39 <small>ひとあなふじこういせき</small> 人穴富士講遺跡 | 保護の種別 | 市指定記念物（史跡） |
| 位置 | 静岡県 富士宮市 | 写真 | 人穴富士講遺跡 |
|  | |  | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 名称 | 40 <small>おちゅうどう</small> 御中道 | 保護の種別 | 国指定特別名勝指定地内 |
| 位置 | 静岡県 富士宮市、富士市、御殿場市、小山町 山梨県 富士吉田市、鳴沢村 | 写真 | 御中道 |
|  | |  | |

| | | | |
|---|----------------------------------|--|------------|
| 名称 | 41 <small>みほまつばら</small> 三保松原 | 保護の種別 | 国指定名勝 |
| 位置 | 静岡県 静岡市 | 写真 | 三保松原からの富士山 |
|  | |  | |

(2) 資産に含まれる文化財

| | | | |
|----|--------------------------|-------|-----------|
| 名称 | 42 日本平 ^{にほんだいら} | 保護の種別 | 国指定名勝 |
| 位置 | 静岡県 静岡市 | 写真 | 日本平からの富士山 |

| | |
|--|--|
|  <p>SCALE 1:50,000 国土地理院発行 5万分の1地形図(静岡)</p> |  |
|--|--|

位置図として使用した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の以下の地図を複製したものである。
(承認番号 平 18 総複、第 624 号)
構成要素番号 1、20、30～34、40 : 20 万分の 1 地勢図
構成要素番号 2～19、21～29、35～39、41 : 5 万分の 1 地形図

(3) 保存管理計画

個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

整理表番号 1 : 富士山 (特別名勝)

- ・静岡県 平成 16～18 年度 静岡県教育委員会が策定
- ・山梨県 昭和 52 年度 山梨県教育委員会が策定
- 平成 10 年度 山梨県教育委員会が改定 (第 1 回改定)
- 平成 17 年度 山梨県教育委員会が改定 (第 2 回改定)

< 概要 >

貴重な自然と日本最高峰を誇る標高、秀麗な形姿から人々に畏敬され、愛され、信仰・芸術と深い関わりをもってきた特別名勝富士山の保存管理計画を、静岡県では平成 16～18 年度に、山梨県では昭和 52 年度に策定した。なお、山梨県では、平成 10 年度、平成 17 年度と 2 回の改定を行った。両県とも県内における富士山の文化的価値に係る関心の高揚、現状変更等の許可基準における詳細事項の明確化、林業・道路管理者等の維持管理行為に対する取扱方法の明確化等に対応するため、富士山を構成する諸要素ごとの保存・管理方法、現状変更等の取扱に関する方針及び基準、整備・活用の考え方、運営及び体制整備について明らかにした。

整理表番号 15 : 白糸の滝 (名勝及び天然記念物)

- ・静岡県 昭和 63 年 3 月 静岡県富士宮市教育委員会が策定

< 概要 >

白糸の滝は全国屈指の名瀑として知られている。指定後、観光地化の進展、土地所有者の移動、土地の崩壊による地形の変化等への対応が必要となったため、長期的視点で名勝及び天然記念物白糸の滝について、保護のあり方・保存管理区分と規制基準の明確化・保存管理計画運用上の留意点をまとめた。

整理表番号 22 : 山中のハリモミ純林 (天然記念物)

- ・山梨県 平成 13 年 4 月 山梨県山中湖村が策定

< 概要 >

山中のハリモミ純林は、貴重な自然財産として地域を象徴するシンボルであり、地域住民の生活や生業と深い関わりのもとに保護管理がなされていた。こうした保護管理を継続する必要性について鑑み、ハリモミ純林の維持、復元と希少林木遺伝子資源としての保存、溶岩流上の自然保護、「歴史の森」としての保護・利用を保護管理目標の基本とし、地域区分と保護管理対策、施設整備の考え方、管理道等の技術指針、管理体制に関する基本方針を定めた。

整理表番号 41 : 三保松原 (名勝)

- ・静岡県 平成元年 静岡県清水市教育委員会が策定
- 平成 4 年 静岡県清水市教育委員会が一部改定

< 概要 >

白砂青松と富士への眺望で名高い三保松原は、大正 11 年に国の名勝に指定され清水市が管理団体となって保存管理を行っている。観光客の増大、地域活性化の資源としての活用、東海地震津波対策防潮堤の建設、土地利用の変化への対応が必要となったため、長期的視点で三保松原の保護及び充実対策を定めるとともに、地区区分を行い取扱基準を定めた。

整理表番号 42 : 日本平 (名勝)

- ・静岡県 昭和 58 年 3 月 静岡県清水市教育委員会が策定
- 平成 元年 4 月 静岡県清水市教育委員会が改定 (第 1 回改定)
- 平成 16～18 年 静岡県静岡市教育委員会が改定作業中 (第 2 回改定)

< 概要 >

日本平は、有度丘陵の頂上部 (標高 307m) とその一体の総称で、四囲への眺望が得られる景勝地として知られている。東北方面には、名勝三保松原・清水港・清見湯等変化に富む近景のなかに麗容を現す富士山への眺望が得られるほか、南方面には、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一体の眺望や、北西方面には南アルプス連峰を遠望することができる。このような優れた眺望が得られる景勝地の保存に必要な規制を明らかにし、管理の強化を図るため、管理団体である清水市が保存方法や現状変更規制地区の制定や規準を定めた。

上記以外の保存管理計画は、平成 19 年度から一部着手し、平成 20 年度には個別構成要素について、本格的な保存管理計画に策定する予定である。

(3) 保存管理計画

資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

「富士山」は、文化財保護法における特別名勝、名勝、天然記念物、重要文化財等に指定されている多様な要素から構成されている。「富士山」の顕著で普遍的な価値は、諸要素となる資産の価値もさることながら、それぞれの要素が緊密に関連していることにも価値を有し、その総体としての「富士山」が、顕著で普遍的な価値を形成しているものと認識している。

このことから、諸要素の保存管理計画策定の取り組みに加え、総体としての「富士山」の顕著で普遍的な価値を適切に保存するため、包括的な保存管理についても、下記のスケジュールで策定を行う予定である。

平成 19 年度～ : 静岡・山梨両県及び関係市町村で包括的保存管理計画策定委員会を設置し、包括的保存管理計画の検討及び策定を行う。

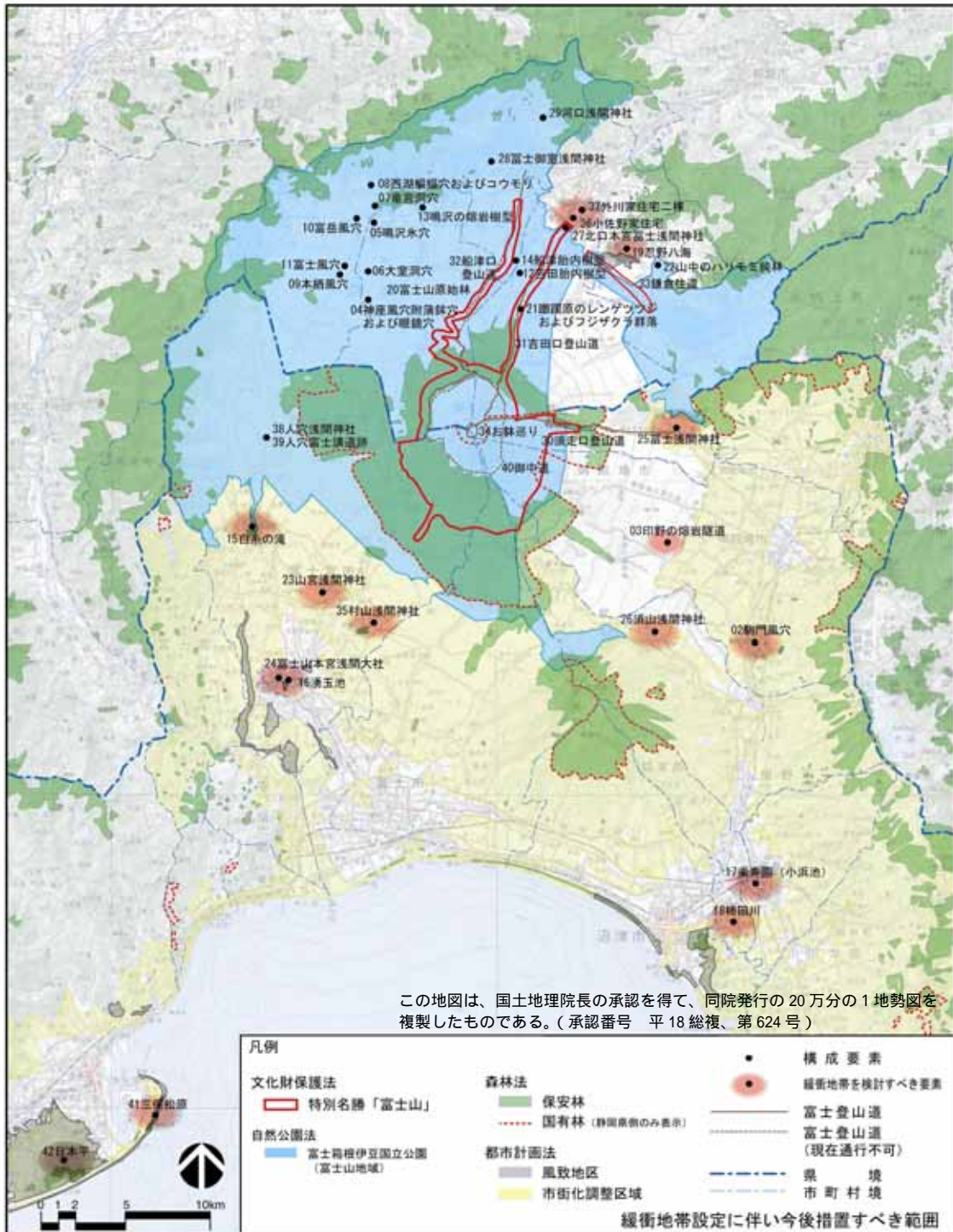
(3) 保存管理計画

資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

平成 19 年度の個別構成要素の検討に伴い、資産と一体をなす周辺環境の範囲の設定についても、個別構成要素と周辺環境の関係性に配慮し、周辺環境が持つべき役割を明確にした上で、その役割を十分担うことのできる範囲を検討する予定である。

また、それに係る保全措置についても、周辺環境が持つべき役割に応じ、地元住民の理解を得ながら、地元市町村との調整を緊密に行い、国立公園等の範囲を主体とし、さらに必要に応じて条例等によって保全措置を進める予定である。

以下に保全措置すべき範囲を示す。



保安林の内、規模が小さい区域は省略

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準

記念工作物

遺跡（文化的景観）

基準 () () () ()

：富士講をはじめとする巡礼・参詣等の宗教的儀礼や活動の中心であった、神社や参詣の道とその沿道の遺跡群及び湧水などは、その儀礼や活動を通じて、民衆の生活の中に信仰の核心部分が伝えられ、今もなお、形態を変えながらも継承してきている日本人の自然崇拜の象徴をあらわす稀な存在であり、顕著な普遍的価値を有する。

：信仰に関連して、歴史上、(意匠上、様式上)浅間神社は全国に広がった浅間信仰の中核となった点で重要である。また、建築的遺産や景観形成に関する資産が良好に残されている。

：富士山山麓に広く展開する草地景観がみられるなど、自然と人間との独特の関係を築き上げてきた土地利用のあり方について顕著な普遍的価値を有する資産が良好に残されている。

：山岳景観に直接関連して形成されてきた信仰や宗教の精神的部分、又は山岳景観と一体になって行われている信仰や宗教の儀礼・祭礼・活動のありかた、芸術的作品に表現された景観美は、今も生き続け顕著な普遍的価値を有する。

真実性の証明

富士山の文化的景観を構成する要素は、山岳の自然環境からそれらに関連する文化的諸要素に至るまで極めて多岐にわたっているだけではなく、それらが相互に物理的・精神的な面において複雑に関係している。信仰の核心部である五合目以上の登拝のルートは、現在も登山道として利用されている。また、登山道周辺の遺跡や山麓の歴史的建造物、さらに絵画等の芸術を生み出す場となった展望地も現存し、信仰等の基礎となった自然環境も良好な状況で残っている。

神聖性と崇高で畏敬の念を起こさせる壮大な美を示す要素は不足なく現存するとともに、富士講等の信者による登拝は現在も行われており、また富士登山に特別な思いを持って多くの人々が登るなど信仰登山は、形態は変化しつつも今日に継承されている。また、富士山信仰に係わる民俗行事・芸能も地域に残っており、富士山の文化的景観としての完全性は十分に保持されている。

また、これらの富士山の文化的景観を構成する要素の多くは、文化財保護法によって手厚く保護されており、現在でも当時の姿を残している。特に、中腹以上とこれに連なる登山道等が国の特別名勝に、富士山本宮浅間大社と北口本宮富士浅間神社の社殿が国の重要文化財に指定されているほか、富士山を遠望する観賞地点である三保松原なども名勝に指定されている。また、富士信仰とのつながりがある船津胎内樹型などは天然記念物に指定されている。これらの文化的要素の価値は、保存修理事業や整備事業によって確実に伝達されている。

さらに、富士山は文化財保護法のみならず、五合目より上部を中心にその周辺の地域が自然公園法により広く富士箱根伊豆国立公園に指定されているほか、富士山の森林の多くは国有林や県有林として保護・管理されており、文化的景観の諸要素と性質に関する真実性は十分に保持されている。

類似遺産との比較

国内の代表的な類似遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」は、信仰の山の文化的景観が評価され、平成16(2004)年に世界遺産一覧表に登録された。

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、信仰の山としての文化的景観に係る世界遺産といえるが、「富士山」は、信仰の山としての文脈に加え、芸術など創造的な優れた作品を生む母体となった文化的景観についての価値をも有する。さらに、富士山麓において、今なお生活や生業と密接に関わりながら有機的に継続する良好な土地利用が文化的景観として展開している。

世界の信仰の山や芸術に影響を与えた山としては「トンガリロ」(ニュージーランド)や「ウルル、カタ・ジュター」(オーストラリア)、「泰山」(中国)、「黄山」(中国)等があげられ、いずれもそれぞれの文化圏における顕著で普遍的価値を有する山といえる。

「富士山」は、自然崇拜から仏教、その融合の過程で生まれた修験道などの多様な信仰形態が緊密に関わりを持ち、現在も人々の精神的拠り所として生き続けている信仰の山の形態として、東アジアの中でも固有の文化圏における顕著で普遍的な価値をもつ。また、世界的にも著名な芸術を生み出す母体となる山という面でも国内外の作家による作品にも影響を与えており、顕著で普遍的な価値を有する。

「富士山」は、信仰や芸術の対象としての畏敬と身近な親しみを人々が享受している独特の存在で、外国にも日本の象徴と認識されるような自然と人間の極めて深い係わりをあらわす、極めて稀な存在であるといえる。

提 言 書

学術委員会は、下記の事項について、富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議に提言する。

- ・ 構成要素の完全性について
構成要素となる資産の国の文化財指定等を進めること
- ・ 地域住民との合意形成について
世界遺産登録に向けて、地域住民の理解を得ること
- ・ 周辺環境について
登録資産保護のため、周辺環境を適切に保全すること
- ・ 学術委員会の関与について
富士山の世界遺産登録後も、専門家の意見が反映される仕組みを整えること

平成18年10月19日

富士山世界文化遺産登録推進
両県合同会議会長 石川嘉延 様

二県学術委員会一同
静岡県学術委員会一同
山梨県学術委員会一同